

長久手市広告付き自治体案内図等設置事業者募集要項

長久手市が行う広告付き自治体案内図等設置事業者の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 趣旨

長久手市(以下「市」という。)では、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、広告付き自治体案内図及び庁舎案内板(以下「案内図等」という。)を設置します。

この要項は、広告付き自治体案内図等を設置・運用できる法人又は個人事業者(以下「事業者」という。)を選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要

(1) 施設名称

長久手市役所本庁舎

(2) 所在地

長久手市岩作城の内 60 番地 1

(3) 開庁日(時間)

月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

3 事業内容等

(1) 事業内容

自治体案内図(市内地図)及び庁舎案内板を作成・設置するものです。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができます。

事業者は、事業の実施に伴い、行政財産目的外使用料、広告掲載料及び電気使用料を市に納付していただきます。

(2) 設置場所及び設置台数

長久手市役所本庁舎 1 階ロビー 各 1 台(別紙【設置場所】参照)

※広告付き自治体案内図は、縦 1, 880mm×横 1, 890mm×奥行き 150mm程度とします。

※庁舎案内板は、縦 930mm×横 1, 880mm×奥行き 110mm程度とします。

(3) 設置期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(5 年間)

4 掲載広告

「長久手市広告掲載要綱」、「長久手市広告掲載基準」、「長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱」を遵守してください。

5 申込資格

- (1) 広告代理店として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、案内図等の作成、設置業務について、地方自治体、公共施設等で実績のある事業者であること。
- (2) 提出した書類を市が審査するにあたり、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者
 - イ 過去に市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがある者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者
 - エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
 - オ 国税、県税及び市税を滞納している者

6 施設使用等について

(1) 施設使用について

ア 行政財産目的外使用許可

案内図等の設置場所の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産目的外使用許可に基づく使用とします。また、広告内容等に関し、別途、広告付き自治体案内図等設置に関する協定書を市と締結します。

イ 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況等を勘案して、市が支障がないと判断する場合は、設置期間の範囲内において年度を単位として、使用許可の更新を行うことができます。なお、更新については、設置要件等を変更しないことを原則とし、更新の際は、改めて行政財産目的外使用許可申請書の提出が必要です。

(2) 行政財産目的外使用料及び広告掲載料

ア 行政財産目的外使用料

長久手市使用料及び手数料条例（平成12年条例第5号）に基づき、案内図等の水平投影設置面積に応じて1平方メートル当たり年額5,160円を納付していただきます。

イ 行政財産目的外使用料と別に、広告掲載料を納付していただきます。（広告掲載料の額は、5年間税抜総額1,400,000円を下限として、事業者の提案によるものとします。）

ウ 行政財産目的外使用料及び広告掲載料は、各年度に市が発行する納付書により、市の指定する期日までに納付するものとします。

(3) その他必要経費等

案内図等の制作、設置、維持管理及び撤去等に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費含む。）、移設費及び原状回復に要する一切の費用は、事業者の負担とします。また、必要な電気料金についても、使用量を基に市が積算した額の全額を事業者の負担とします。

(4) 設置条件

案内図等は、別紙設置場所に示した設置スペース内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置することができます。設置場所を確認の上、設置する案内図等の外形寸法を決定してください。

(5) 仕様

ア 案内図等本体の仕様について

- (ア) 設置スペースに収まる範囲内で作成してください。
- (イ) 調光器により明るさの調整が可能なLED内照式としてください。
- (ウ) 本体の転倒等で来庁者に危険が及ばないように入念な転倒防止対策を施してください。
- (エ) できる限り、周囲と調和のとれた色合いにしてください。

イ 地図の仕様について

- (ア) 国土地理院の地図をベースに作成してください。
- (イ) 色覚障害者に配慮した配色等であるユニバーサルデザインとしてください。
- (ウ) 地図は「長久手市全域図」及び「長久手市役所周辺図」としてください。
- (エ) 公共施設・災害避難場所等市が指定する地点を分かりやすく表示してください。
- (オ) 公共施設・災害避難場所等の新設、変更等があった場合は、可能な限り適時に更新してください。
- (カ) 地図上に広告主の表示を行うことができます。

ウ 広告の仕様について

- (ア) 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告を見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させてください。
- (イ) 本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにしてください。

エ 庁舎案内板の仕様について

- (ア) 市が作成した原案に基づいて庁舎案内を表示してください。
- (イ) 市において組織・機構の変更があった場合は、可能な限り適時に更新してください。

オ その他

- (ア) 携帯電話によるQRコードの読み取り等によりモバイルサイトとの連携が可能なものとしてください。
- (イ) 上記モバイルサイトには公共施設案内、ルート案内等を表示するものとし、市が提供する内容に従い、事業者においてサイトを作成してください。

(6) 使用上の制限

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産目的外使用料等の費用は市が指定する期日までに納付してください。

イ 案内図等を設置する権利を第三者に譲渡し、転貸し又は担保に供することはできません。

ウ 広告主及び掲載する広告の内容については、「長久手市広告掲載要綱」、「長久手市広告掲載基準」、「長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱」に適合するものとし、事前に見本を市へ提出し、市の承認を受けてください。

(7) 維持管理等

ア 電照時間は、タイマー等により午前8時15分から午後5時30分までとしてください。

- イ 設置にあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置してください。
- ウ 破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行ってください。また、1年に1度、地図情報の更新及び張替えを行ってください。
- エ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付き自治体案内図本体に故障時等の連絡先を明記するとともに、事業者の責任において対応してください。
- オ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、長久手市が推奨するものではありません。」等の表示を施してください。

(8) 使用許可の取消及び変更

市が使用許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがあります。

(9) 原状回復

事業者は、許可期間が満了したとき、又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行ってください。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を市に請求することはできません。

7 応募方法

(1) 申込受付期間及び提出方法

令和3年10月8日（金）から令和3年10月22日（金）（土、日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに財政課に持参するか簡易書留扱いにて郵送してください（令和3年10月22日（金）午後5時必着）。

(2) 提出書類

- ア 申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 法人の登記事項全部証明書（ただし、個人の場合は住民票の写し、提出期限3か月以内のもの）
- エ 国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書（直近事業年度で提出期限3か月以内のもの）

(3) 企画提案書の部数・規格等

- ア 部数：5部
- イ 規格：A4版、総ページは10ページを限度とする。

(4) 企画提案書記載内容

企画提案書（様式2）を作成し、以下の内容を記載してください。なお、企画詳細については、別途企画書（任意様式）を提出してください。

- ア 会社概要
- イ 類似業務実績（過去3年間）
- ウ 作業スケジュール
- エ 案内図等の配置図案
- オ 案内図等の仕様（メーカー名、機能内容、案内図面のレイアウト等）
- カ 広告募集（広告募集方法、自社広告掲載基準等）
- キ 保守及び障害発生時のサポート体制
- ク 提案金額（5年間総額）

※広告掲載料として市に納入する金額。提案金額の下限は、総額1,400,000円(税抜)とします。

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問書の受付

募集内容に関し疑義がある場合は、質問書(様式3)に内容を簡潔にまとめて記載し、次のとおり提出してください。電話、口頭による質問は受け付けません。

ア 受付期間

令和3年10月8日(金)から令和3年10月15日(金)午後5時まで

イ 提出先

長久手市役所総務部財政課

ウ 提出方法

Eメール(zaisei@nagakute.aichi.jp)

(2) 質問書に対する回答

回答期限 令和3年10月19日(火)

ア 質問に対する回答は、受付後、参加事業者へEメールにて返信するとともに、市ホームページにおいて公表します。

イ 本回答をもって、本募集要項仕様の追加又は修正とみなします。

9 審査及び審査結果

(1) 審査

長久手市広告付き自治体案内図等設置事業者選定委員会を設置し、事業者の選定を行います。審査は、提出いただいた書類に基づき、次項「審査項目及び評価基準」により、総合的に評価します。なお、必要に応じて来庁して説明していただく場合や提出された企画提案書等に対し、質問させていただく場合があります。

(2) 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
実施体制	設置スケジュール、管理体制、過去の同種・類似実績	20/100
案内図等本体	見やすさ・分かりやすさ、独自提案・創意工夫、広告審査体制、安全対策、省エネへの配慮	40/100
提案金額	広告掲載料の多寡	40/100

(3) 審査結果

審査の結果は、参加事業者全員に対し、書面にて通知(発送)するとともに、選定された事業者名を長久手市公式ホームページに掲載します。なお、審査結果・内容に係る質問及び異議は一切受け付けません。

10 協定の締結

選定された事業者は、当事業の実施にあたり、事業者選定結果の通知受理後速やかに市と協議を行

い、設置・運用等に係る協定を締結していただきます。

1.1 スケジュール

項目	日程
申込（提案書）受付	令和3年10月8日（金）～10月22日（金）
質問書受付	令和3年10月8日（金）～10月15日（金）
質問書回答	令和3年10月19日（火）
審査	令和3年11月上旬
事業者決定通知	令和3年11月下旬
協定締結	令和3年12月中旬
運用開始	令和4年4月1日

1.2 注意事項

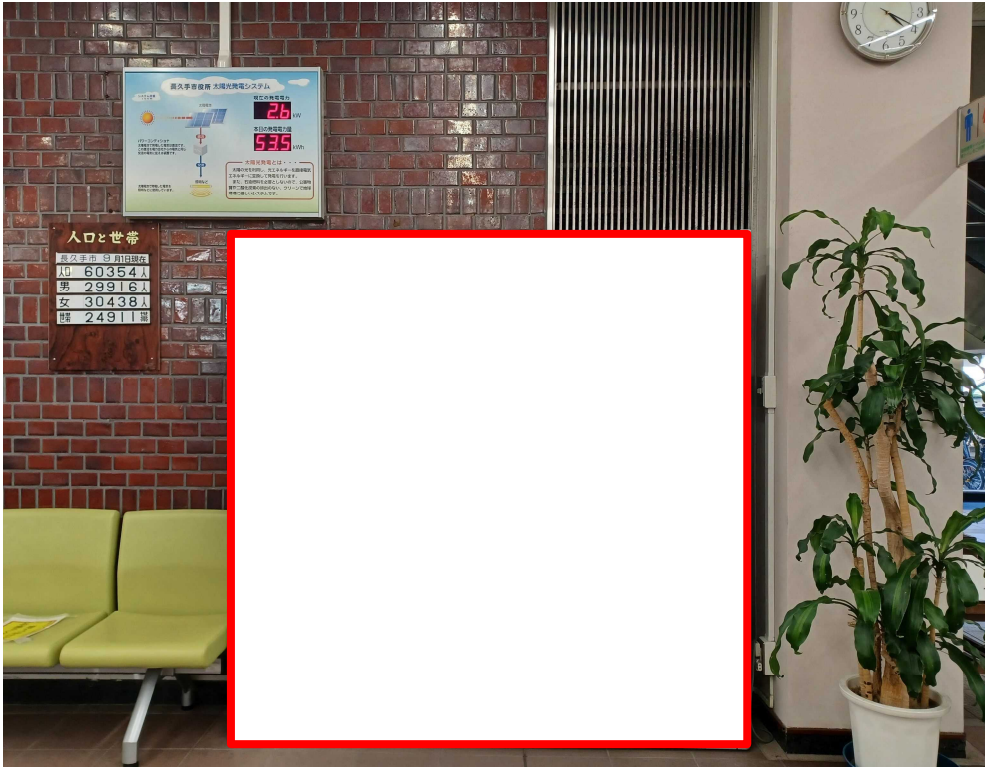
- (1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。
- (2) 提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、選定結果にかかわらず、一切返還しませんのでご了承ください。
- (4) 本募集要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、長久手市条例及び規則等の関係法令に定めるところにより処理します。

1.3 問合せ先

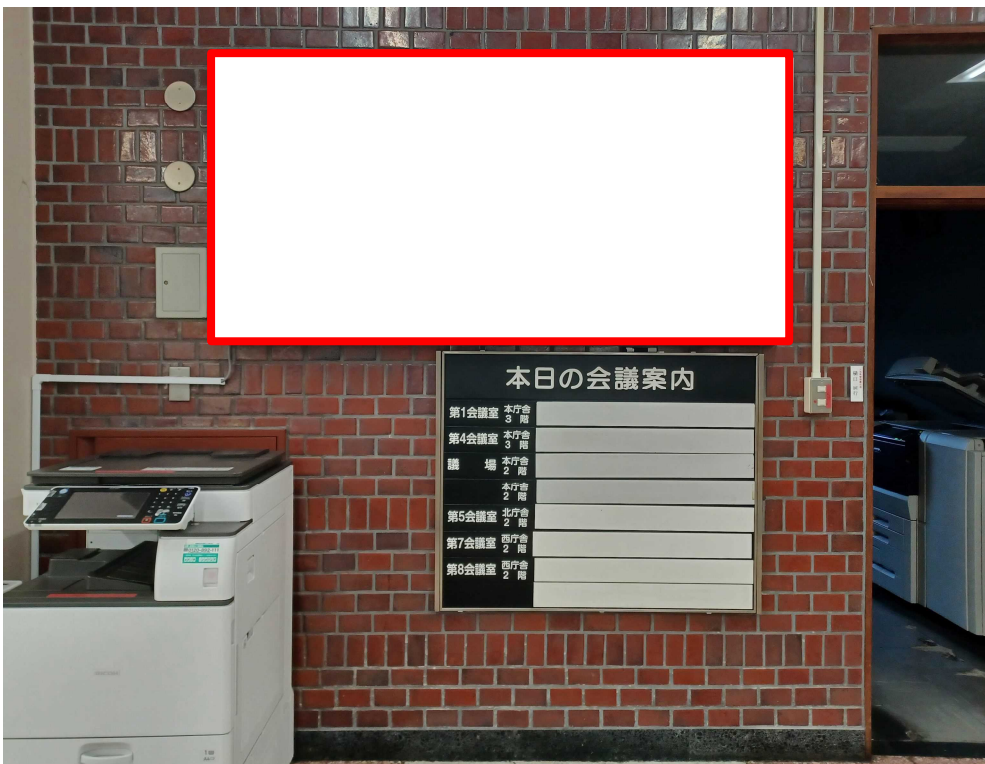
長久手市総務部財政課管財係
〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1
電話：0561-56-0606（直通） FAX：0561-63-2100
E-mail：zaisei@nagakute.aichi.jp

別紙【設置場所】

広告付き自治体案内図：本庁舎1階ロビー正面階段西



庁舎案内板：本庁舎1階ロビー正面階段東



申 込 書

令和 3 年 月 日

長久手市長 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

⑩

長久手市が募集する広告付き自治体案内図等設置事業者に、関係書類を添えて申し込みます。

担当部署			
(ふりがな) 担当者氏名			
電話番号		F A X	
Eメール			
提出書類	・企画提案書（様式 2） 5 部 ・法人の登記事項全部証明書（ただし、個人の場合は住民票の写し、提出期限 3 か月以内のもの） ・国税及び地方税に滞納がないことがわかる証明書（直近事業年度で提出期限 3 か月以内のもの）		
その他	申込みにあたっては、長久手市広告掲載要綱、長久手市広告掲載基準、長久手市広告媒体の設置及び広告掲載要綱、長久手市広告付き自治体案内図等設置事業者募集要項の内容を遵守します。		

様式2

企 画 提 案 書

1 会社概要	商号・名称又は氏名			
	所在地又は住所			
	主として営む業務			
2 類似業務実績(過去3年間)	年度	実績のある自治体	広告媒体	広告主数
3 作業スケジュール				
4 案内図等の配置図案	企画書を添付してください。			
5 案内図等の仕様(メーカー名、機能内容等)	企画書を添付してください。			
6 広告募集 (広告募集方法、自社広告掲載基準等)				
	広告主見込数	想定される左記の広告主の業種		
	社			
7 保守及び障害発生時のサポート体制				
8 提案金額	広告掲載料(税抜) _____ 円 金額は総額(5年間)を記入してください。 ※提案金額の下限は、総額1,400,000円(税抜)とします。			
9 その他				

令和3年 月 日

質 問 書

「長久手市広告付き自治体案内図等設置事業者募集」について、次のとおり質問いたします。

質問事項	内容
商号又は名称	
部署名及び担当者名	
連絡先（TEL・FAX）	

注) 記入欄が不足する場合は複写して作成してください。